

○国立大学法人横浜国立大学寄附金取扱規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 378 号)

改正 平成 16 年 12 月 24 日規則第 473 号 平成 17 年 9 月 29 日規則第 15 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 74 号 平成 19 年 6 月 28 日規則第 98 号
平成 19 年 7 月 12 日規則第 104 号 平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号
平成 23 年 6 月 16 日規則第 95 号 平成 24 年 3 月 21 日規則第 70 号
平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号 平成 26 年 3 月 31 日規則第 59 号
平成 26 年 9 月 30 日規則第 71 号 平成 27 年 9 月 25 日規則第 70 号
平成 28 年 3 月 30 日規則第 38 号 平成 29 年 3 月 9 日規則第 39 号
平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 寄附金の受入(第 4 条—第 8 条)
- 第 3 章 寄附金の使途の変更及び移換え(第 9 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。)における寄附金の受入れ及び経理事務の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 寄附金の取扱については、本学会計に関する規則その他に規定するもののほか、この規則の定めるところによるものとする。ただし、横浜国立大学基金規則(平成 28 年規則第 61 号)に定める寄附金の取扱いは別に定める。

(定義)

第 3 条 この規則において寄附金とは、本学の業務の実施を財政的に支援する目的で受け入れる現金及び有価証券をいう。

2 この規則において部局長とは、事務局長、教育学部長、経済学部長、経営学部長、理工学部長、都市科学部長、国際社会科学研究院長、工学研究院長、環境情報研究院長、都市イノベーション研究院長、先端科学高等研究院長、附属図書館長、研究推進機構長、情報戦略推進機構長、国際戦略推進機構長、地域連携推進機構長、保健管理センター所長、情報基盤センター長、機器分析評価センター長、男女共同参画推進センター長、国際教育センター長、高大接続・全学教育推進センター長、大学院教育強化推進センター長、未来情報通信医療社会基盤センター長、地域実践教育研究センター長、成長戦略研究センター長、リスク共生社会創造センター長及び障がい学生支援室長をいう。

第2章 寄附金の受入

(寄附金を受け入れることができる範囲)

第4条 本学は、次の各号に掲げる経費に充てることを目的とする寄附金を受け入れることができる。

- (1) 学生又は生徒に貸与又は給与する学資
- (2) 学生又は生徒に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- (3) 学術研究に要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励(管理運営等に関する経費を含む。)を目的とする経費

(寄附金の受入れの制限)

第5条 前条に掲げる経費に充てることを目的とする寄附金で、次の各号以外の条件が附されているものは、これを受け入れることができない。

- (1) 貸与又は給与する学生又は生徒の範囲を定めること。
- (2) 学術研究を指定すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育又は学術研究上支障がないと認められる条件

(寄附金受入れの決定)

第6条 寄附金を受け入れる場合は、寄附申込者から寄附金申込書(様式1)を受理し、全学を対象とする場合を除き、部局長が受入れを決定するものとし、全学を対象とする場合は、学長が受入れを決定するものとする。

2 部局長は、受入れの決定後直ちに寄附金受入決定報告書(様式2)を学長に提出するものとする。

(受入れの報告及び通知)

第7条 部局長は、寄附金の受入れを決定した場合は、教授会等において寄附金の受入れについて報告をするものとする。また、学長は、全学を対象とする寄附金の受入れその他部局に関わるもの以外の寄附金の受入れを決定した場合は、経営協議会及び教育研究評議会において寄附金の受入れについて報告をするものとする。

2 部局長は、前条に規定する受入れを決定した場合は、寄附金受入決定報告書(様式2)の写しにより遅滞なく経理責任者に通知するものとする。

3 学長は、前条に規定する受入れを決定した場合は、その旨を遅滞なく経理責任者に通知するものとする。

4 経理責任者は、前2項の通知に基づき振込依頼書を作成し、学長の礼状(様式3)を添え、寄附申込者に納入の依頼をするものとする。

(寄附金の収納等)

第8条 経理責任者は、寄附金の受領を確認したときは、遅滞なく受入部局に配分すべき予算を通知する。

第3章 寄附金の使途の変更及び移換え

(寄附金の使途の変更及び移換え)

第9条 部局長は、寄附金の使途を変更し、若しくは寄附目的終了後に残余金について新たに目的を定める場合、又は他の国立大学法人等へ移換えるの必要が生じた場合は、学長に協議するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日規則第473号)

この規則は、平成16年12月24日から施行し、平成16年6月10日から適用する。

附 則(平成17年9月29日規則第15号)

この規則は、平成17年9月29日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第74号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月28日規則第98号)

この規則は、平成19年6月28日から施行する。

附 則(平成19年7月12日規則第104号)

この規則は、平成19年7月12日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第57号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月16日規則第95号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日規則第70号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第52号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第59号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日規則第 71 号)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 25 日規則第 70 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日規則第 38 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 9 日規則第 39 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1)

寄附金申込書

[別紙参照]

(様式 2)

寄附金受入決定報告書

[別紙参照]